

議案第 44 号

伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例（平成 16 年伊賀市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「				
	高尾地区市民センター	伊賀市高尾 2505 番地	を	
				」

「				
	高尾地区市民センター	伊賀市高尾 2450 番地	に	
				」

改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。